
地域文化デジタル化事業

総務省 自治行政局 地域情報政策室

総務省自治行政局においては、
失われつつある地域文化を保存・継承し、
情報発信拠点としての環境を整備する
「地域文化デジタル化事業」を
推進しています。

地域文化の現状

【地域文化とは】

文化財や文化遺産といったものに限定せず、祭りや老人が語る昔話、歴史的建築物、伝統芸能等々地域に根ざした文化のこと。



【地域の抱える問題】

過疎化、高齢化、老朽化、環境破壊 . . .

地域の文化財や美術品の存続の危機

デジタルアーカイブによる保存・継承

地域文化の現状と デジタルアーカイブによる保存・継承

日本の各地域では、その地域に根ざした伝統芸能や伝説、神話、祭、習俗等の様々な地域文化を有しています。しかしながら、近年においては過疎化や高齢化等の進展により、地域の文化が消滅していく危機にあり、また、生活様式及び価値観の変化等から、その継承が困難になっているものもあります。こうした地域文化を保存・継承していくための取組みが求められているところです。

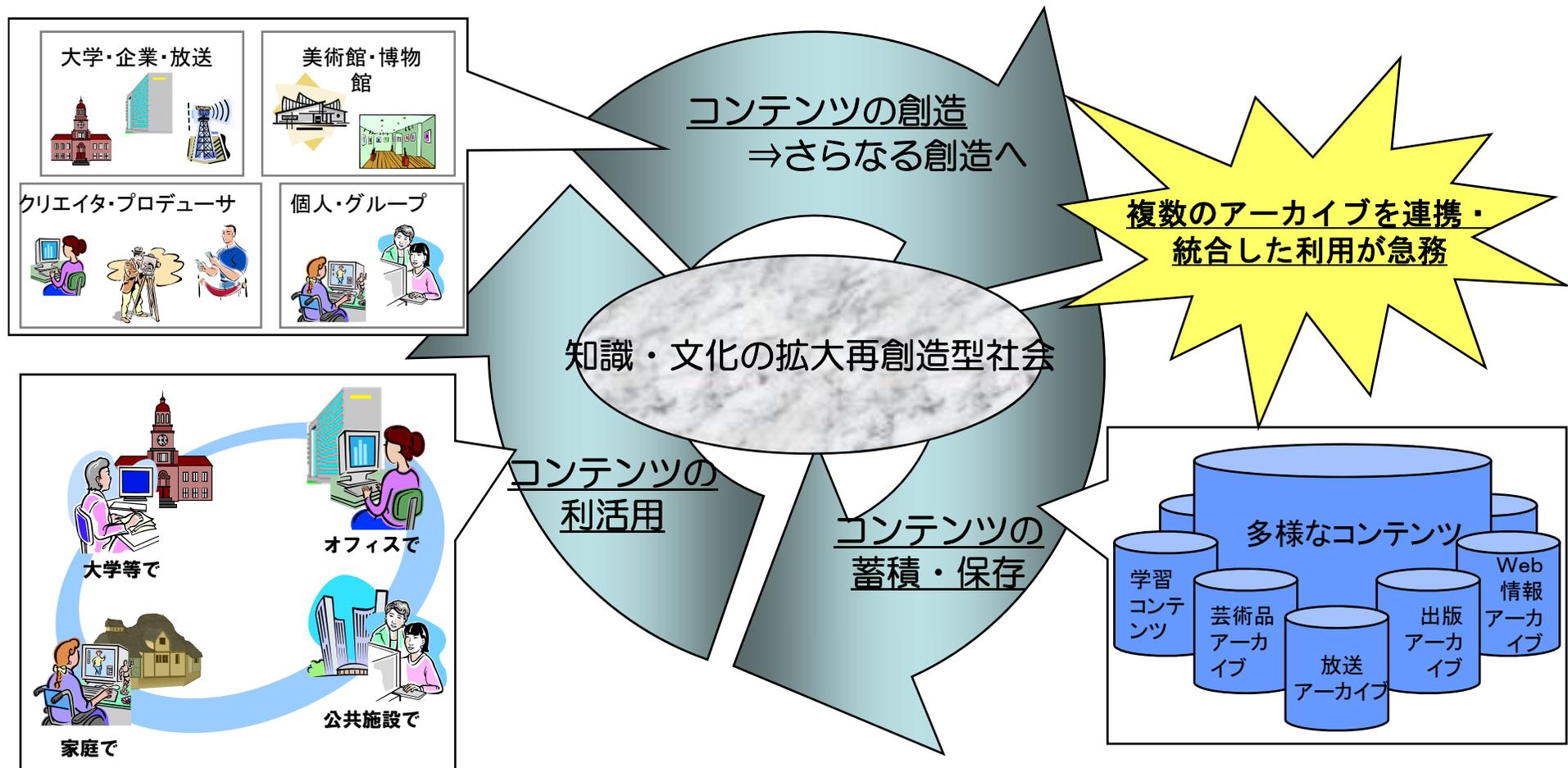
デジタル・アーカイブの進展

近年、デジタル技術やネットワーク技術を活用して、文化財や美術品等を電子的に保存・継承する「デジタル・アーカイブ」が国内外で注目されています。国や地方公共団体において博物館・美術館などの収蔵品のデジタル化による保存、維持、修復を中心に、デジタル・アーカイブに関する取組みが活発化しており、デジタル・アーカイブが収蔵品の保存・維持のみならず、遺跡の記録や文化の保存・継承には有効な手段であるとの認識が広まりつつあります。

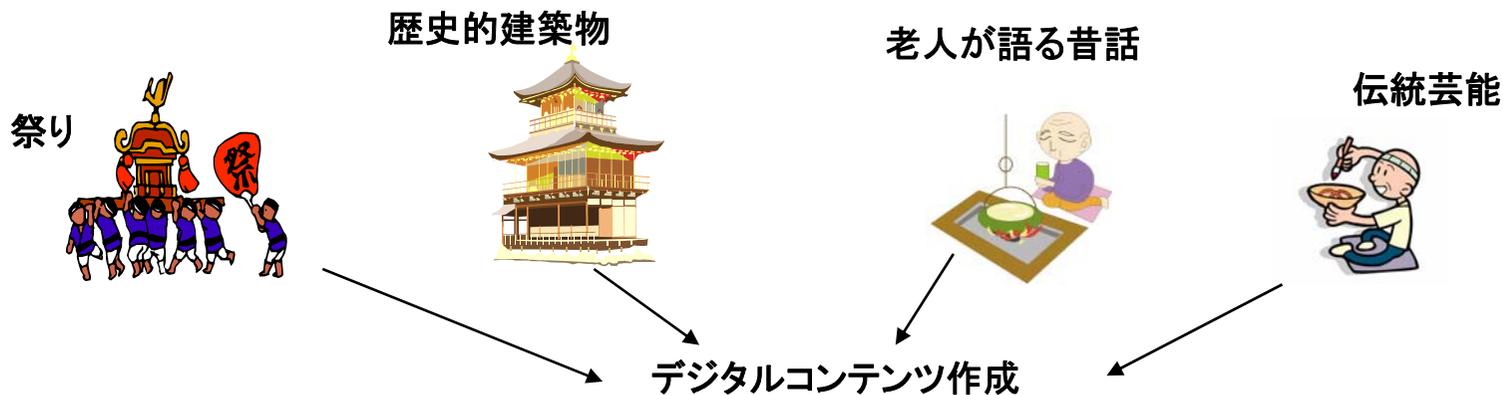
そこで、このような状況にかんがみ、総務省では、平成3年度から推進してきた「ハイビジョン・ミュージアム構想」を継承・発展させ、同構想で蓄積したデジタル画像データを今日のデジタル技術やネットワーク技術により活用するとともに、失われつつある地域文化を保存・継承する試みを行っています。これは情報発信拠点としての環境を整備する「地域文化デジタル化事業(デジタル・ミュージアム構想)」を推進しようとするものです。

デジタルアーカイブに対する総務省の考え方

- ◇ コンテンツの「創造⇒蓄積・保存⇒利活用⇒さらなる創造」のサイクルの確立により、「知識・文化の拡大再創造型社会」を構築していくことが重要。
- ◇ デジタルアーカイブは、このサイクルのインフラとして重要な役割を果たすものであり、誰もが正当に利用できるように、また、分野を超えた知識・文化の交流が可能となるように形成されていくことが必要。
- ◇ 総務省は、デジタルアーカイブに蓄積されるコンテンツを、新たな知識・文化を生み出すデジタル資産として位置づけ、この利活用の高度化に向けて、各省庁・機関と協力して取り組んでいきたい。



総務省自治行政局におけるデジタルアーカイブに関する取組
＝地域文化デジタル化事業＝



地域文化デジタル化事業の3つのキーワード



ためる

デジタルで記録・蓄積することにより、文化や自然遺産を後世に永久に継承する



つなぐ

ネットワークにより供給ソフトの交換や連携が可能になり、施設の活性化をはじめ、地域間交流、芸術家間の交流、住民の方々の交流が深まる



いかす

デジタル画像を「資産」として再加工・再編集するにとどまらず、番組にしたり、印刷物にするなど、利活用の幅が広がる

総務省自治行政局の 地域文化デジタル化事業

地域文化デジタル化構想(デジタル・ミュージアム構想)では、デジタル・ネットワーク時代におけるアーカイビングの一環として、地域の美術館や博物館等の文化施設を地域文化の情報蓄積・発信拠点と位置付けることとしています。

本構想の基本的な考え方として、①ためる、②つなぐ、③いかす、の3つをキーワードに施策を推進しているところです。

第一に、デジタル画像技術を用いて、有形・無形の文化財を記録するとともに、デジタル化したコンテンツを誰でも自由に閲覧できる仕組みを構築すること(ためる)。

第二に、地域間の文化財交流を促進するため、地方公共団体の施設及びインターネットにおいて、情報の送受信及び閲覧を可能にすること(つなぐ)。

第三に、ハイビジョン・ミュージアム・システムなど既存のシステムとの整合性を考慮し、美術館や博物館等が従来から所有する画像資産の有効活用を図ること(いかす)。

を念頭に置いて、地域が主体となって、情報資産を高度に利活用するための環境整備を行うものです。

総務省の財政支援措置

デジタルコンテンツ制作に対する地方交付税措置

地域の美術館・博物館等に収蔵されている、有形の文化財や地域の祭礼等の無形の文化財をデジタルデータ化する経費について地方交付税措置を講じる。

対象事業

広く地域文化一般をデジタル化する事業

- ・地域の美術館・博物館・伝統工芸館・郷土資料館等に所蔵されている文化財等。
- ・地方公共団体が有する文化財、地域文化に関する資料等。
(例) 美術品、埋蔵文化財、祭り、伝統舞踊など

措置内容

- 都道府県 → 普通交付税で措置
市町村 → 特別交付税で措置(事業費の1/2)



地域文化資産デジタルコンテンツ発信事業(イメージ)

地域伝統芸術



(祭礼・伝統行事・伝統芸能等)

これまでは...

映像の記録化... 保管のみ(見る人が少ない)

市町村のホームページ... 単体発信(探しにくい)

映像記録化していない... 地域文化存続の危機

デジタルコンテンツの蓄積

動画を国内外へ発信

地域の祭りには
どのようなもの
があるのかな?

ポータルサイト
で探してみよう

まずは、イン
デックスで。(約
3分で紹介)

この祭りの、
全体を見てみ
よう!

そうだ。
現地に本物を見
に行こう!!

各地域の伝統芸術・
文化を一同に集めた

地域文化資産デジタルコンテンツ ポータルサイト

イン
デ
ックス

地域伝統芸術
デジタルコンテンツ

地域文化の保存

情報発信力
の強化

映像記録の
利活用

教育活動

国際交流

地域間交流

地域ブランド化

コミュニティの
活性化

社会・経済・文化・教育といった
多様な活動に利活用

地域文化資産デジタルコンテンツ発信事業

事業の概要

①ポータルサイト構築・運用事業

市町村が既に所有している伝統芸術等の映像記録をデジタルコンテンツ化し、これを集約し、国内外へ情報発信を行う「地域文化資産デジタルコンテンツ・ポータルサイト」の開設・運用。

②地域映像資産活用事業

市町村が既に所有している映像記録(動画)で、祭礼、伝統芸能など広く地域資産全般に係るものを対象とし、デジタル化するとともにそのダイジェスト版を制作。平成19年度までは都道府県を通じて市町村から募集したもの(140本程度)、以降は地域創造が行う映像記録保存事業で作成したものを順次掲載(H27年度末累計487本)。